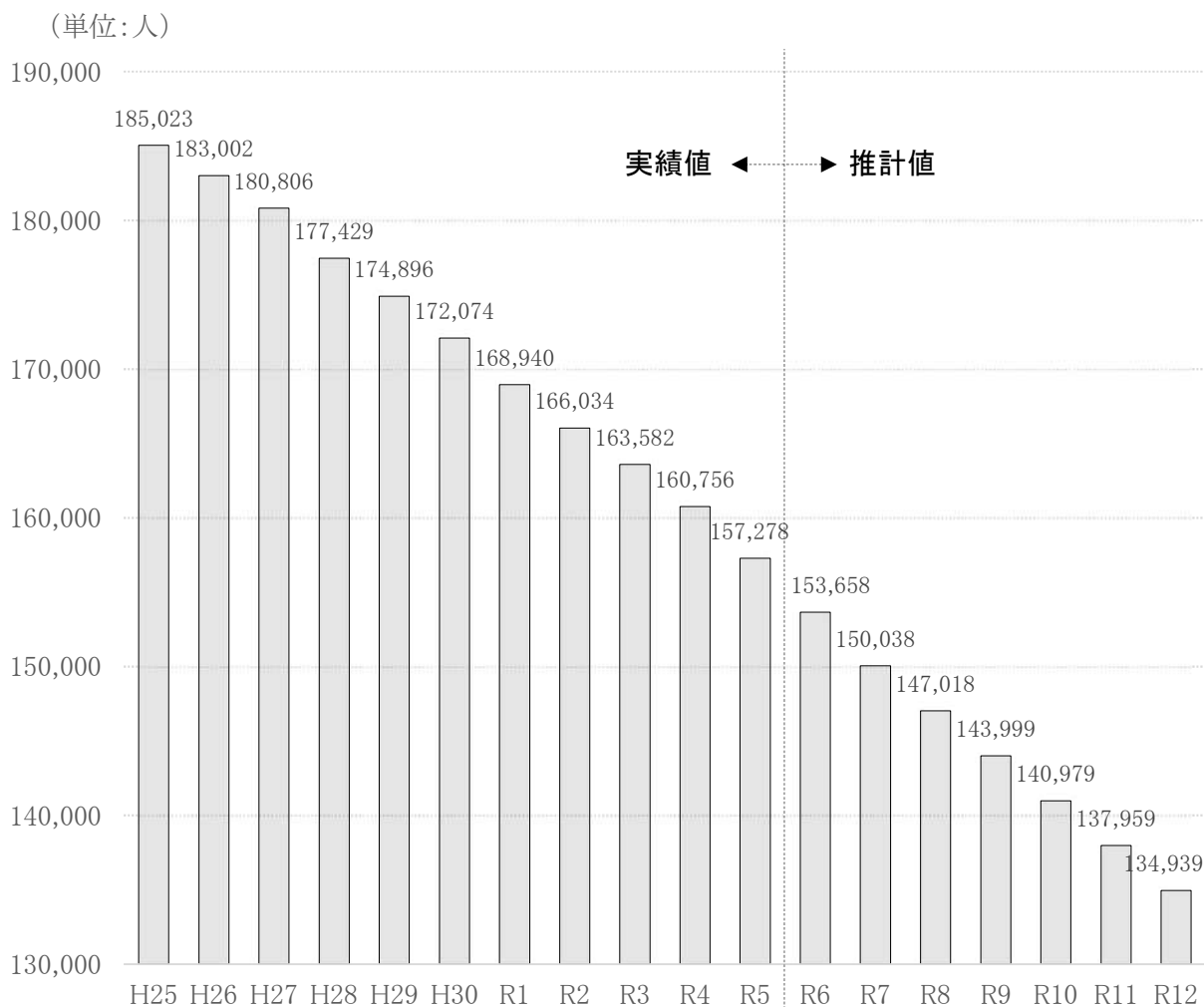


## 第5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・ 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託又は児童養護施設等に入所のうえ養育することが必要であるこどもの数（以下「代替養育を必要とするこども数」という。）を見込みます。
- ・ （図表5－1）のとおり、こどもの人口は平成25年から令和5年の11年間で27,745人の減（△15.0%）と減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考に令和6年以降のこどもの人口を推計すると、7年には150,038人（対平成25年で34,985人の減、△18.9%）、12年には134,939人（同50,084人の減、△27.1%）まで減少することが見込まれます。

（図表5－1）こどもの人口（0～18歳未満）

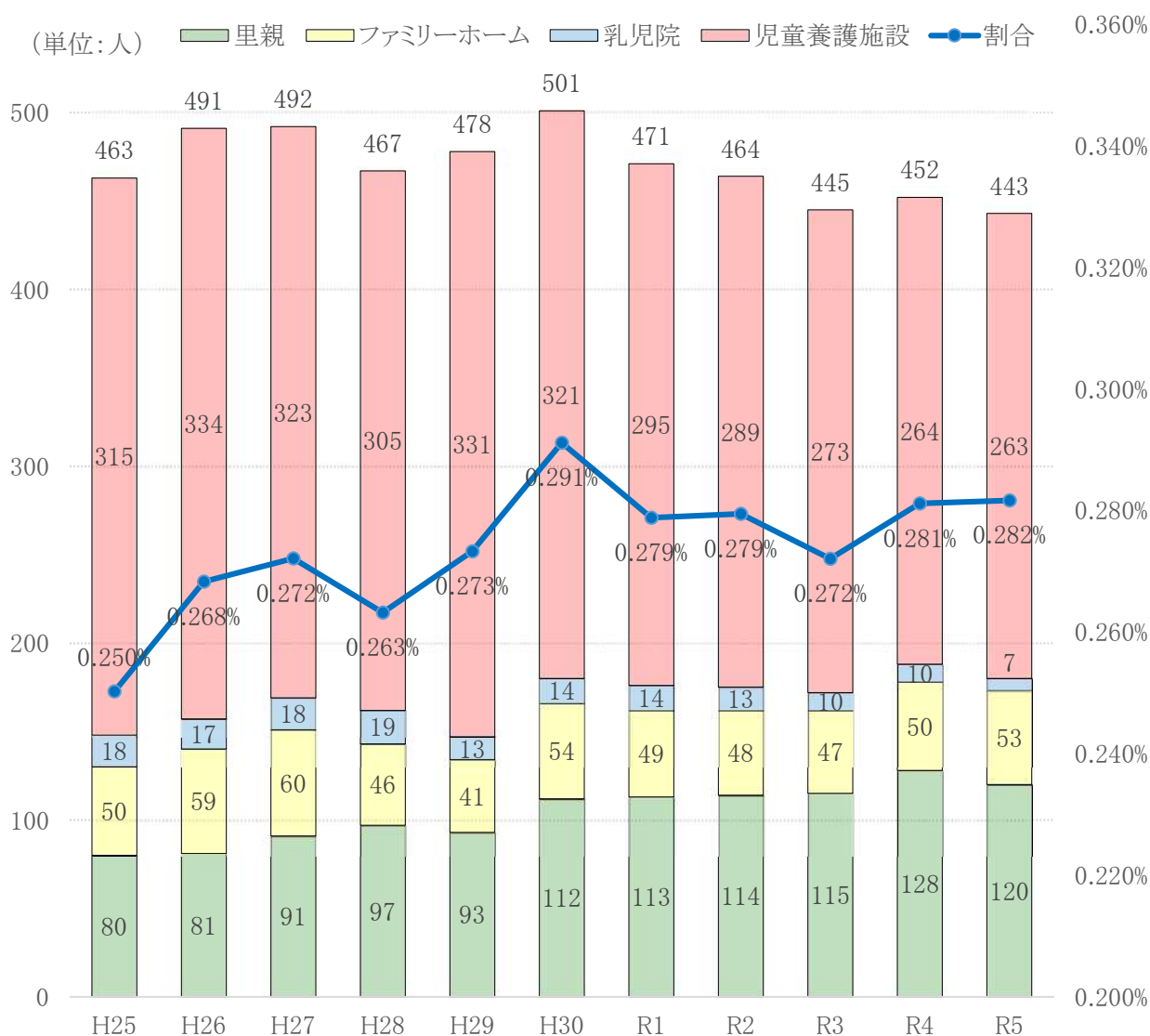


（出典）実績値は、大分県「人口推計」（統計調査課）各年10月1日現在

推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」を用いて、大分県こども・家庭支援課で推計

- ・（図表5－2）のとおり、代替養育を必要とするこども数は平成30年度に500人を突破しましたが、その後は450人前後と横ばい傾向が続いています。内訳として、乳児院や児童養護施設に入所するこども数が減少傾向であるのに対して、里親やファミリーホームに委託となるこども数が増加傾向にあります。また、割合（こどもの人口に占める代替養育を必要とするこども数）は増加傾向にあります。これは、こどもの人口は減少していますが、代替養育を必要とするこども数は横ばい傾向が続いていることが要因です。

（図表5－2）代替養育を必要とするこども数



（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」、割合及びR5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

- ・（図表5－3）のとおり、代替養育を必要とするこどもを年齢別に見ると、令和元年度から5年度までの5年間で3歳未満が平均6.4%、3歳以上就学前が15.8%、学童期以降が77.8%となっています。

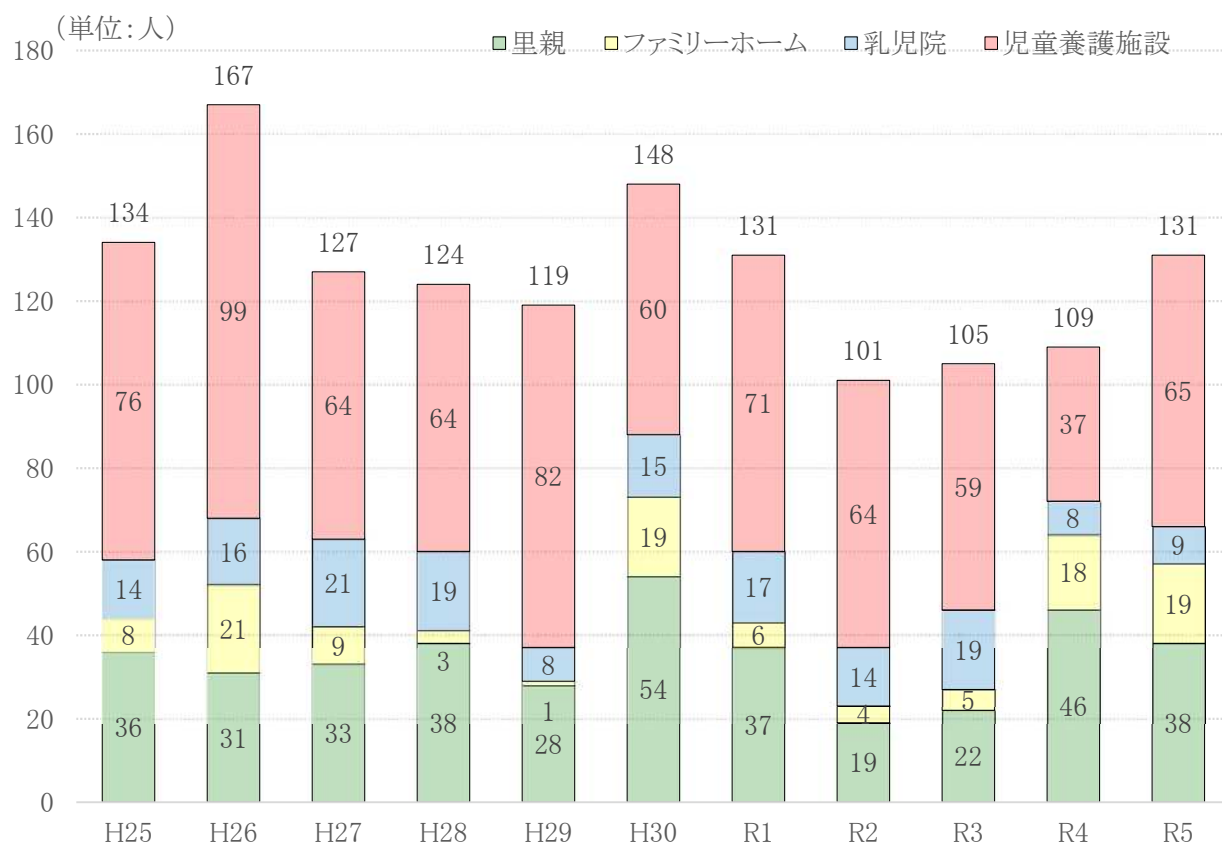
(図表5-3) 代替養育を必要とするこども数(年齢別)

	R1	R2	R3	R4	R5	R1~R5平均
3歳未満	35 (7.4%)	28 (6.0%)	26 (5.8%)	28 (6.2%)	27 (6.1%)	29 (6.4%)
3歳以上就学前	78 (16.6%)	76 (16.4%)	73 (16.4%)	70 (15.5%)	64 (14.4%)	72 (15.8%)
学童期以降	358 (76.0%)	360 (77.6%)	346 (77.8%)	354 (78.3%)	352 (79.5%)	354 (77.8%)
合計	471 (100.0%)	464 (100.0%)	445 (100.0%)	452 (100.0%)	443 (100.0%)	455 (100.0%)

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ (図表5-4) のとおり、新たに代替養育が必要になったこども数は、年度により増減がありますが、逡減の傾向です。これは、市町村において面接や家庭訪問など在宅支援を中心とした相談対応等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置促進などにより、地域でこどもや家庭を支援する体制が充実してきたことによるものと考えられます。なお、乳児院や児童養護施設に入所するこども数が減少傾向にあるのに対して、里親やファミリーホームに委託となるこども数が増加傾向にあります。

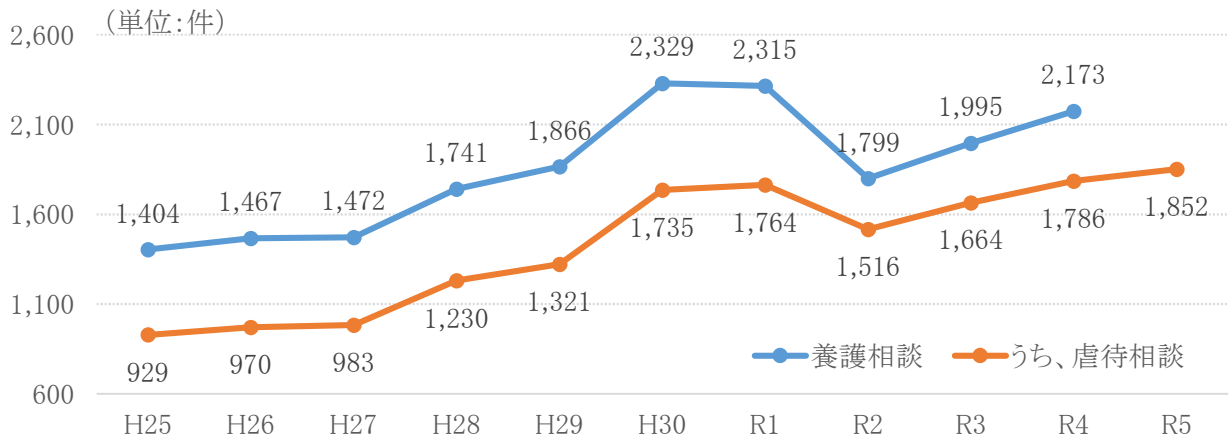
(図表5-4) 新たに代替養育が必要になったこども数(措置変更を含む)



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

- ・（図表5－5）のとおり、児童相談所における養護相談対応件数は、令和2年度に一旦減少しましたが、その後も増加傾向が続いています。そのうち、虐待相談対応件数は、現行の統計開始（平成20年度）以降、令和5年度に過去最多となりましたが、この傾向は大分県のみならず全国も同様となっており、増加傾向が続いています。これは、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告等が増えていることが背景にあると考えられます。

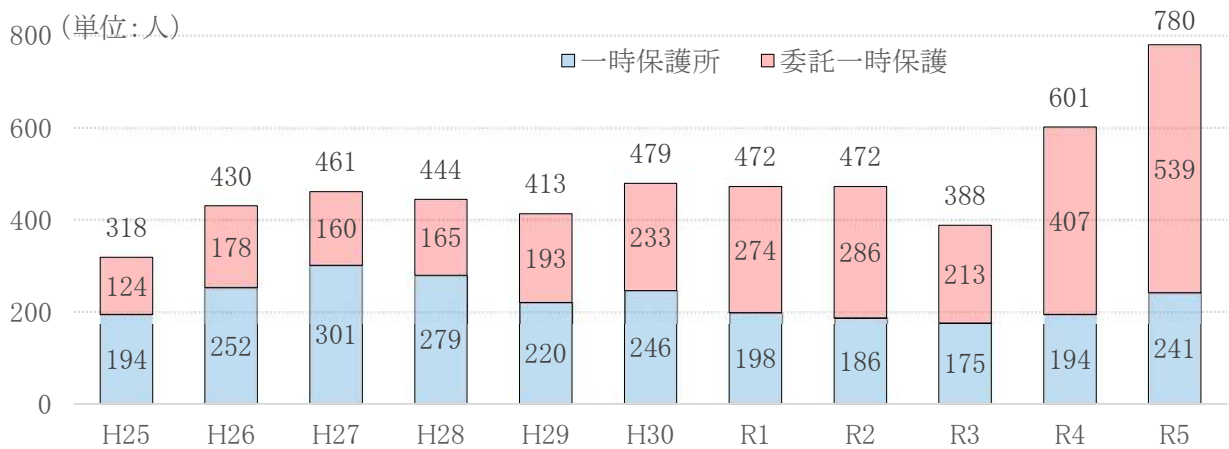
（図表5－5）児童相談所における養護相談対応件数、虐待相談対応件数



（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県子ども・家庭支援課で算出

- ・（図表5－6）のとおり、一時保護子ども数は横ばい傾向が続いていましたが、令和4年度に大きく増加しました。内訳として、一時保護施設（一時保護所）が横ばいであるのに対して、委託一時保護<sup>31</sup>が増加傾向にあります。

（図表5－6）一時保護子ども数



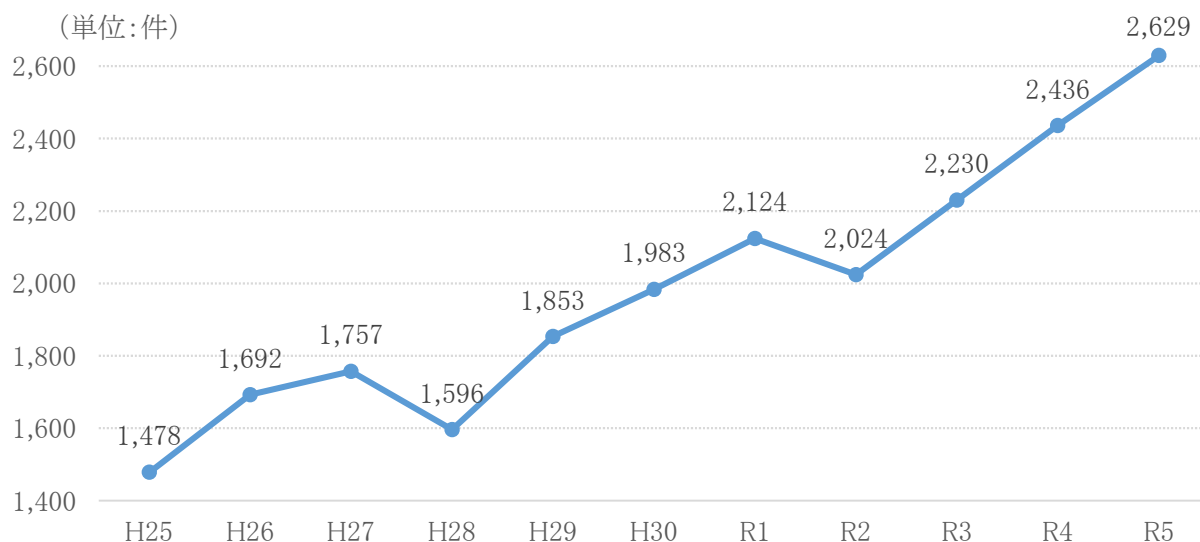
（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県子ども・家庭支援課で算出

<sup>31</sup> 必要がある場合は、子どもを見相福祉施設や里親その他適当な者に一時保護を委託することができる。

- ・ 令和4年度以降の増加要因は、児童養護施設の多機能化の一環として一時保護専用施設が県内3か所に増え、多様な受入れ先を確保できたことで円滑な緊急保護時の対応ができるようになったことに加え、様々な課題を抱えていることで児童養護施設や里親家庭等において支援が困難なこどもを短期入所指導や行動観察目的で計画的に一時保護しアセスメントを実施してきたこと等によります。緊急時においては、こどもの安全・安心を第一に、夜間・休日を問わず躊躇なく一時保護を行ってきたこと、こどもが児童養護施設や里親家庭で安定した養育を受けることができるように施設及び里親支援を精力的に実施してきたことが主な要因です。

- ・ (図表5-7) のとおり、市町村の要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)で管理しているケース数は、平成25年からの11年間で約2倍となり、増加傾向が続いています。

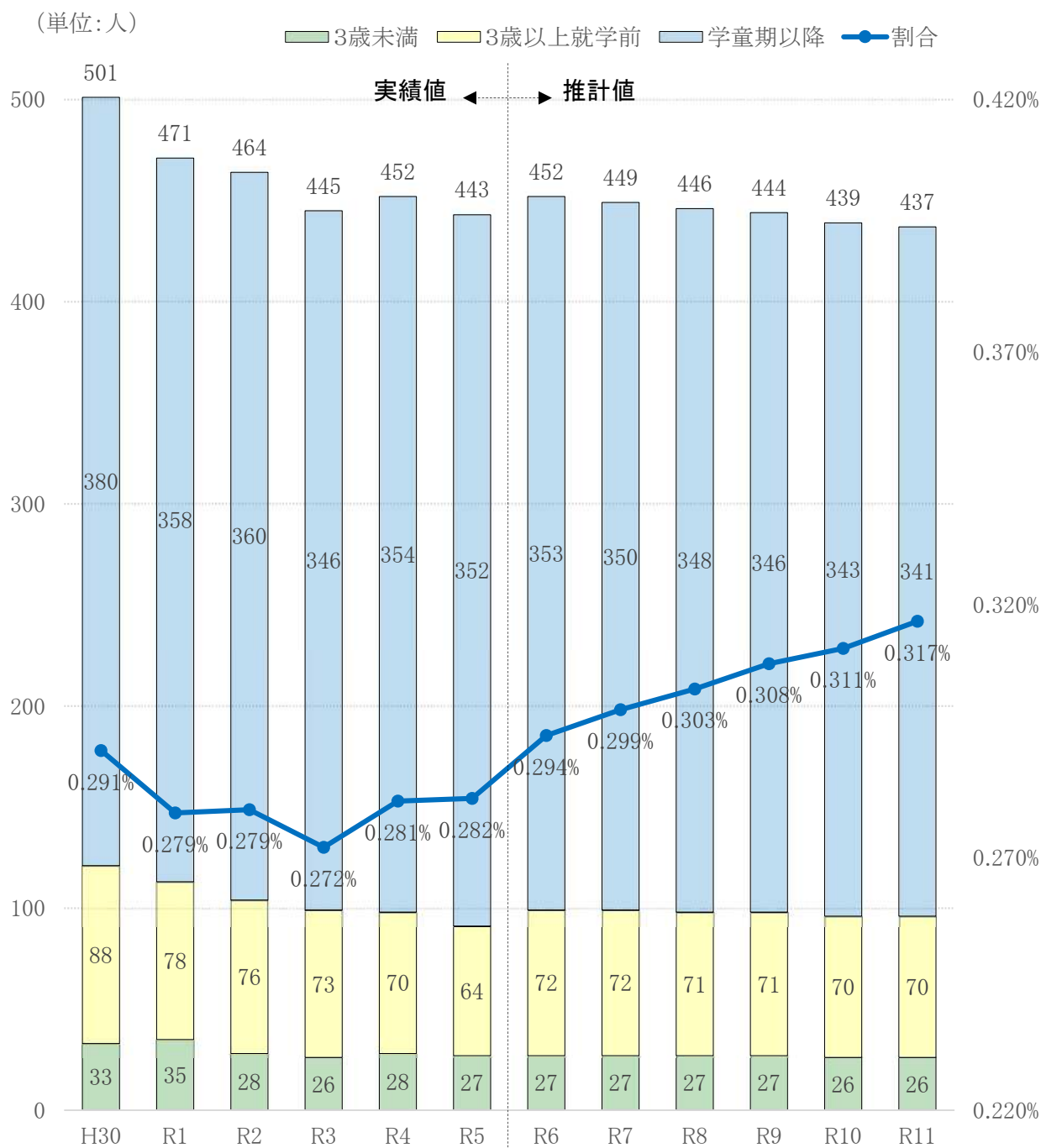
(図表5-7) 市町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数



(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ(各年10月末時点)

- ・ 以上のとおり、こどもの人口は減少しており、また、新たに代替養育が必要になったこども数は過減の状況であることに加えて、養護相談対応件数、一時保護こども数及び市町村の要対協の管理ケース数はともに増加傾向となっています。
- ・ これらを踏まえ、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み及びこどもの人口に占める割合が(図表5-8)のとおりです。

(図表5-8) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み



(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

推計方法

・子どもの人口、新たに代替養育が必要になった子ども数、児童相談所における養護相談対応件数、一時保護子ども数、市町村の要対協で管理するケース数の過去10年間の状況(平成25年度～令和4年度)を踏まえ、回帰分析(※)により推計。

(※) 回帰分析は、複数の変数の関係を表す、最も適した線を作成して数式化する分析手法です。

(総務省統計局ホームページより引用)

・年齢別については、代替養育を必要とする子ども数の過去5年間の状況(令和元年度～5年度)の年齢別の平均割合(3歳未満6%、3歳以上就学前16%、学童期以降78%)により推計。

- ・ 現行計画との差異については、(図表5-9)のとおりです。

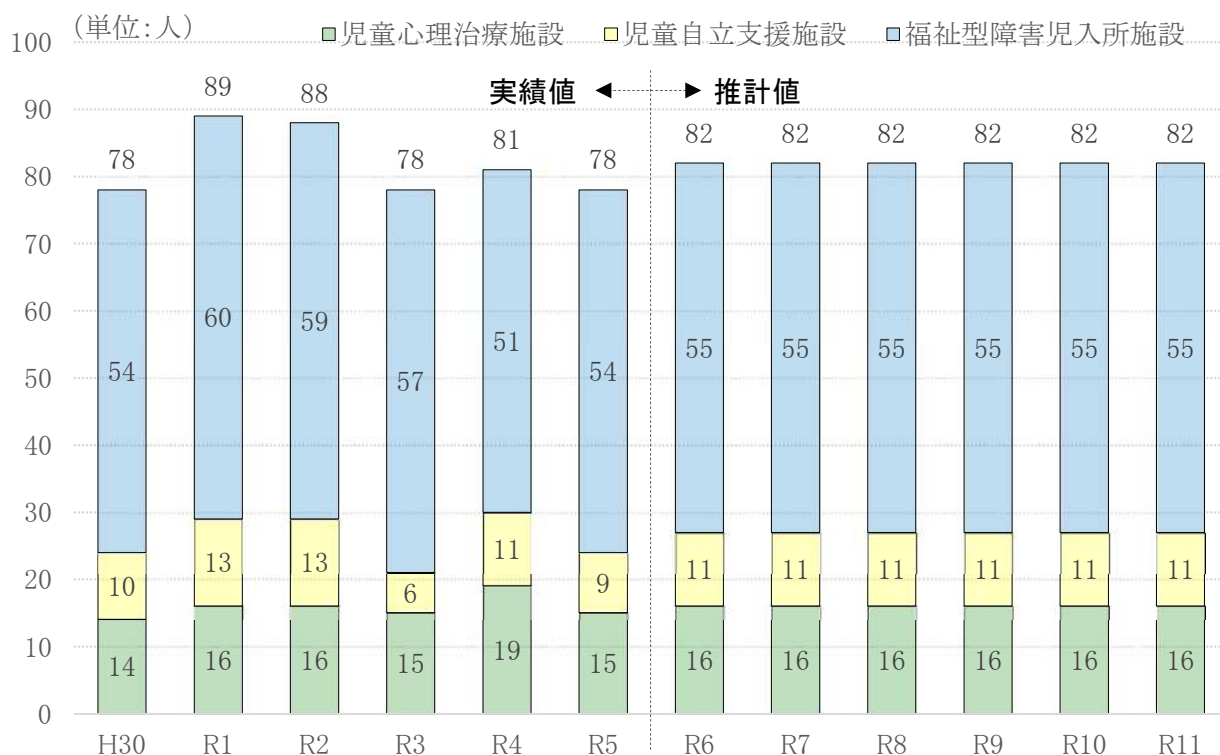
(図表5-9) 現行計画との差異

	R6			R11		
	現行計画	今回見込	差	現行計画	今回見込	差
(a)代替養育を必要とする こども数の見込み(人)	498	452	△ 46	507	437	△ 70
(b)こどもの人口(人)	159,959	153,658	△ 6,301	148,984	137,959	△ 11,025
(a/b)割合(%)	0.311	0.294	△ 0.017	0.340	0.317	△ 0.024

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ 現行計画と比較して今回見込は、こどもの人口が更に減少すると見込まれ、代替養育を必要とするこども数もあわせて逡減する見込みとなっています。
- ・ ただし、こどもの人口に占める代替養育を必要とするこどもの割合は、令和6年度には0.294%、11年度には0.317%と増加傾向が見込まれ、こどもの人口の減少割合よりも、代替養育を必要とするこども数の減少割合の方が低いことが窺えます。
- ・ 代替養育を必要とするこども数の見込みは上記のとおりですが、今後の取組によって、こどもを取り巻く状況やこどもの意向を踏まえ、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。
- ・ 虐待等に至る前の予防的支援として、また、虐待発生後の再発防止として、市町村におけるこども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施による在宅における養育支援の充実のほか、施設の多機能化・機能転換による子育て短期支援事業の受入れ体制整備などにより、支援を必要とする家庭に対して十分な在宅サービス等を提供できる環境を整えることが必要です。
- ・ なお、児童福祉法に基づき、心理に関する治療等の支援・援助や生活指導による自立支援を行うことなどを目的とする施設(児童心理治療施設、児童自立支援施設及び福祉型障害児入所施設)に入所するこども数の見込みは、(図表5-10)のとおりです。

(図表5-10) 児童心理治療施設、児童自立支援施設及び福祉型障害児入所施設に入所する  
 子ども数の見込み



(出典) 児童心理治療施設・児童自立支援施設は厚生労働省「福祉行政報告例」(R5年度は大分県こども・家庭支援課調べ)、福祉型障害児入所施設は、大分県障害福祉課調べ(各年3月31日時点)  
 R6年度以降は、R1年度～R5年度実績の5か年平均にて推計